

大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成22年11月12日(金)

大阪産業創造館 6階会議室A・B

開 会 午前10時2分

司会(穂積課長代理) ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます、経済局小売市場担当課長代理の穂積でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本審議会の委員定数は9名でございますが、現在7名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出のありました新設案件2件及び変更案件1件、計3件について審議をお願いいたします。

続きまして、配付資料でございますが、会議次第1枚及び「軽微な延刻等」に関する手続の状況の計2枚を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

傍聴の皆様には、先にお配りしてあります注意事項に従い、円滑な審議会の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、加藤会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

加藤会長 おはようございます。朝早くからご苦労さまです。

事務局からご説明がありましたように、本日ご審議いただきますのは、新設案件2件、それから変更案件1件の計3件でございます。議事の進め方としましては、次第に従いまして審議案件をお諮りしたいと考えております。

それでは、「(仮称)ライフ中加賀屋店」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 「(仮称)ライフ中加賀屋店」の新設について、ご説明申し上げます。

前方スクリーンは、周辺見取図でございます。本件は、住之江区中加賀屋4丁目6番2号の地下鉄四つ橋線北加賀屋駅から南へ750mのところスーパーマーケットを設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積合計は1,144㎡でございます。設置者及び小売業を行う者は、株式会社ライフコーポレーションでございます。

用途地域は近隣商業地域及び第一種住居地域、平成22年4月30日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は平成22年12月31日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。敷地周辺の写真を紹介させていただきます。

まず、敷地北東側からの写真でございます。角の部分でございます。次は、敷地の南東側から写した写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、場所を平面図でご説明申し上げます。

まず、2階平面図でございますが、駐車場は、建物2階に40台設置されております。駐輪場は、建物1階北側及び北東側に自転車55台、自動二輪車6台で、合計収容台数61台が設置されております。

荷さばき施設は、建物2階西側に48㎡、廃棄物保管施設も建物2階の西側に設けられておりまして、保管容量は、合計11.4㎡でございます。各施設の一覧は、ご覧のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項ですが、小売店舗の営業時間は、午前9時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から翌午前2時30分まででございます。

駐車場の自動車出入口は、敷地南東側に出入口1カ所が設けられております。

敷地南東側の出入口周辺の様子は、ご覧のとおりでございます。左折で入庫いたしまして、右折で出庫する形になっております。これが駐車場の出入口、赤の方向に左折インいたしまして、右折アウトするところでございます。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時まででございます。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

株式会社ライフコーポレーションにおける主として販売する物品は、食料品、生活関連用品等でございます。建物は地上2階建てとなっております。店舗面積は1,144㎡となっております。

駐車場における必要駐車台数でございますが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと、40台となります。これらの必要駐車台数に対して設置台数は40台となっております。指針値を満たしております。

また、来客の自動車の来店経路でございますが、各方面から集まってまいりまして、店舗南側経路から入ってまいりまして左折インということでございます。退店経路は、駐車場から右折アウトいたしまして、各主要経路に分かれていくというものでございます。

続いて、騒音関係でございます。施設に設置されます冷凍機用室外機の稼働時間は24時間、空調用室外機、排気ファンの一部の稼働時間は、午前6時から翌午前2時及び午前6時から

午後9時までとなっております。発生騒音の予測・評価につきましては、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向5地点に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

次に、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物は1.18m³、再生利用対象物は0.52m³、合わせて1.70m³に対しまして、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に關します大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明申し上げます。

住民等説明会は、平成22年6月18日に開催されまして、平成22年5月14日から本年9月14日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行ったところでございますが、意見の提出はございませんでした。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、1つ目は、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、2つ目に、深夜営業に際しては、交通、騒音、その他予測し得ない生活環境面でのさまざまな影響が生じる可能性があるため、設置者は、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行防止等においても自主的な配慮に努めること、3つ目は、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること、4番目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること、以上4点の意見とりまとめを行っております。以上で説明を終わらせていただきます。

加藤会長 今回の案件につきまして、事前に委員から質問等があったのでしょうか。

事務局 審議会委員から事前にいただきましたご質問内容及び設置者からの回答をお伝えいたします。

難波委員から、「敷地南側に老健の施設がありますが、出入庫の経路として安全性に配慮されているかを知りたい」とのご質問をいただきました。

これにつきまして設置者から、「店舗南側の老健との間の道路は、来客車両、搬入車両と

もに通行ルートとして設定しておりません。老健の主な出入口も、その道路側に面していません。また、通行ルートに設定しております店舗東側道路も、一部老健に面しておりますが、店舗東側道路については路側帯を設け、歩行者の安全を確保する計画です」との回答を得ています。

もう1点、松村委員から事前にご質問がありました。車の出入庫につきまして、左折イン・右折アウトになっておりますが、「右折アウトになっている理由」についてのご質問がありました。

これにつきましては、先ほどの説明でもありましたが、商店街がありますことから、左折でアウトした場合、次の角を右折することになります。そうすると、その道路が学校の通学路になっておりますので、交通整理員を常時配置することによって右折アウトする計画となっております。以上です。

加藤会長 難波委員、松村委員、いかがですか。今の説明でよろしいですか。

松村委員 商店街があるからという理由ではなくて、商店街の前にある道路を使うことが前提になるので、そこでまた右折が発生するわけですよね。なので問題があるということだと思っんです。商店街があるからだめというわけではなくて、前の写真で、前面道路を使おうと思うと、そこでまた右折が発生するわけで、それがコントロールできないので問題だということですよ。

それと、いずれにしても商店街があるということは、商店街から歩行者や自転車はかなり錯綜した状態で来られると予想されるんですね。前の写真でもあるように、自転車や歩行者が堂々と真ん中を歩いておられるという状況があるわけですから、ここに車を左折で出していくことを想定した場合に、誘導員はかなり安全に配慮して誘導する必要があるのかなと感じます。

ですから、先ほど出された意見の1番目でしたでしょうか、交通安全と防犯に配慮するという定型の文章があったような感じがしたのですが、定型よりもう少し強い文調で交通安全に配慮するということを付け加えられたほうがよろしいのではないかなという気はいたします。

加藤会長 今回の説明で、設置者側の対応としては左折イン・右折アウトということになっているので、それを徹底することによって、松村委員のご質問で可能性としてあるような問題は解決できるのではないかということですね。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

花田委員 今回の話とちょっと関係することと、それからそのほかのことをお聞きしたいと思います。

まず、道路のことですが、先ほど難波委員が老健施設のことを指摘されたというご紹介がありました。その一方通行は使わないという回答だったのですが、たぶんそこは使わずに、次のところを例えば右折して出る。そうすると、幼稚園があるんですね。それで、このあたりの道が十分安全なのかどうかということを少し配慮したほうがいいのではないかと思います。

それから、駐車場に関してちょっと質問させてください。自動二輪が6台ということですが、これで大丈夫なのかどうか。これぐらいの規模のスーパーマーケットで、自動二輪6台で大丈夫なのかどうかということが1つ目。

2つ目は、パーキングの時間設定が午前2時半までとなっていたと思います。これが非常に遅いような気がいたしますので、その理由をお聞かせいただきたい。

3つ目は、2階に廃棄物保管施設がございます。保管庫となっておりますので、たぶん「庫」なのだと思いますのですが、廃棄物のことでもありますし、それから地図を見ますと、そこに面しています住宅でしょうか、1階とか2階という低層のものが多いようなので、においなんかもあると思いますから、保管庫はあっても、例えば開けっ放しになっていると完全にカバーできないので、そういう運営上の配慮をお願いしたいなと思います。この3点が駐車場に関することです。

最後にですが、縦覧して意見がなかったというご説明がありましたが、商店街が非常に近くにあるのですが、商店街の方からは何もご意見がなかったのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

加藤会長 たくさんご質問をいただいたのですが、1番目は幼稚園ですね。場所はどこですかね。

花田委員 届出書13ページを見ていただけますか。今、出てきてすぐのところは通らないというご説明だったんですね。次のところ、出てきて西のほうに行きますと、住吉清水学園加賀幼稚園というのがございます。ここを通っていくことになるのですが、歩道があって大丈夫なのかどうかというのを確認したいなと思いました。

加藤会長 いかがでしょうか。ライフの店舗に限らず、ここは交通量が多いのか少ないのかよくわかりませんが、一般的な道路ですね。

事務局 スクリーンをご覧いただきたいのですけれども、その道路は歩車分離された道路

となっておりますので、こちらの道が設定されている計画となっております。

花田委員 分離しているんですね。わかりました。

加藤会長 写真はどちら側から見たものですか。

事務局 手前から奥に向かって東方向の写真となっております。

加藤会長 東方向へ見て。ということは、幼稚園は左側にあるということですか。

事務局 写真手前側となります。幼稚園は写真に入っていない方向です。

花田委員 ここには幼稚園は入ってないんです。幼稚園から東を見た感じだそうです。でも、同じような道だということですね。わかりました。

加藤会長 ということで、特に問題はないことをご確認いただいたということですね。

あと、いくつか駐車場に関してご質問があったと思うんですけども。

事務局 駐車場の時間帯ですが、小売業を行う者の開閉店時刻が午前9時から翌午前2時となっておりますので、閉店とともに駐車場が閉まってしまう状況ではなく、前後30分、時間の余裕を持って運営する計画となっておりますので、終わりが翌午前2時半というお届けをいただいております。

花田委員 自動二輪はいかがでしょう？

事務局 自動二輪につきましては、自転車等の届出台数の約1割から2割程度を自動二輪の必要台数と設定して計画されておまして、既存店舗等でもそれで特に問題が出ているケースはございません。

加藤会長 あとは廃棄物。

花田委員 2階にあるという設定なので、保管庫ではあるのですが、その運用をきっちりするようにお伝えしたほうがいいのかと思いました。

事務局 廃棄物保管施設ですが、建物内の設置で、建物外への廃棄物の散逸防止に努めていただくことと、定期的に清掃し清潔性を保持するという事で、配慮事項でお届けいただいておりますが、設置者にもお伝えしたいと思います。

花田委員 あとは、商店街から何かご意見はなかったですか。

事務局 商店街から直接市のほうへご意見はなかったですけども、設置者へは、一緒にやっていきたいという前向きなご意見が多かったようにお聞きしております。

花田委員 もう1点、午前2時までの営業に関しての意見はいかがだったでしょうか。

事務局 午前2時までということに関しましても、特にご意見はおうかがいしておりません。

花田委員 わかりました。ありがとうございます。

加藤会長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

そうしましたら、この案件につきましては、先ほど事務局からもありましたように、特に意見書の提出はないということです。委員の皆さんからご意見をいくつかいただきましたけれども、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっております。当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと思います。

ただし、先ほど松村委員からもご指摘がありましたが、どう強調するかは非常に微妙な難しいところがありますが、周辺の交通安全ということで、円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、深夜営業につきましても、交通、騒音、その他予測し得ない生活環境面でのさまざまな影響が生じる可能性があるので、設置者は、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行防止等においても自主的な配慮に努めること、新設後においても、対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること等の附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

異義がないということで、「当審議会における意見を有しない」ものとし、附帯意見を申し添えることにしたいと思います。どうもありがとうございました。

引き続きまして、「(仮称)ジョーシン住吉殿辻店」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 「(仮称)ジョーシン住吉殿辻店」の新設につきまして、ご説明申し上げたいと思います。前方スクリーンをご覧いただきたいと思います。

まず、周辺図でございますが、本件は、住吉区殿辻1丁目35番他の南海高野線沢ノ町駅から東へ170mのところ在家電量販店を設置するとして届出があったものでございます。

店舗面積合計は2,529㎡でございます。設置者及び小売業を行う者は、上新電機株式会社でございます。

用途地域は、商業地域及び第一種住居地域、平成22年6月10日に届出がございまして、大規模小売店舗の新設予定日は、平成23年2月11日となっております。

次に、写真でございます。前方スクリーンをご覧くださいと思います。敷地北西側から撮った写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、場所を平面図でご説明申し上げます。

駐車場は、建物1階に80台設置されております。駐輪場は、同じく建物1階北西側に自転車81台、自動二輪車が2台、合計収容台数83台が設置されております。

荷さばき施設は、同じく建物1階南側に32㎡設けられております。廃棄物保管施設につきましても、同じく建物1階南側に設けられておりまして、保管容量は合計で23.4㎡でございます。各施設の一覧は、ご覧のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項でございますけれども、小売店舗の営業時間は、午前9時から午後9時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午後9時30分まででございます。

駐車場の自動車出入口は、建物1階西側に入口、出口各1カ所、建物1階東側に出口1カ所が設けられております。

各々の出入口周辺の状況は、ご覧のとおりでございます。図面右側は幹線道路ですが、駐車場入口へ左折インで入ってまいります。また、図面左側に出口がもう1個ございまして、左折アウトで出ていくという状況でございます。

駐車場の写真でございます。矢印が出ましたように、左折で入ってまいります。この左右が幹線道路になっておりまして、片側2車線、中央分離帯があります。写真左側から左折インでございますけれども、赤い矢印の手前にポールがございまして、これは右折を禁止するために設けたものでございます。左折で幹線道路から入ってくるという状況でございます。退店時は、左折で幹線道路に出ていくという状況でございます。

敷地南東側の出口の写真でございます。左折して退店する出口でございます。写真は以上でございます。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

上新電機株式会社における主として販売する物品は、家電製品でございます。

建物は地上2階建てとなっております。店舗面積は2,529㎡でございます。店舗があります2階平面図は、ご覧のとおりでございます。

駐車場における必要駐車台数でございますが、まず当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと、26台になります。この必要駐車台数に対しまして設置台数は8

0台で、指針値を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路については、図のとおりでございます。来店経路は、店舗西側の幹線道路から左折で入ってくる経路でございます。退店経路は、店舗西側から左折して幹線道路へ出ていくものと、店舗東側から左折アウトして、左へ曲がりまして幹線道路に入り、北方面に退店していく。こういった退店経路を設定しております。

続いて、騒音関係でございます。施設に設置されます空調用室外機の稼働時間は、午前8時30分から午後9時、排気ファンの稼働時間は、24時間及び午前8時30分から午後9時までとなっております。発生騒音の予測・評価につきましては、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルにつきましては、店舗周囲4方向6地点に予測地点を設定して予測いたしました結果、すべてにおきまして環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

次に、廃棄物関係でございますけれども、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物約1.74m³、再生利用対象物約0.76m³でございます。合わせて約2.50m³に対しまして十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づきます住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明申し上げます。

住民等説明会は、平成22年6月11日に開催されまして、平成22年6月18日から10月18日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、1つ目といたしまして、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、2つ目といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること、3つ目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めることとの意見のとりまとめを行っております。説明は以上でございます。

加藤会長 今回の案件につきまして、委員に対する審議案件の事前説明の際にご質問は出ましたでしょうか。

事務局 ございませんでした。

加藤会長 では、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

松村委員 確認ですが、自転車の進入経路はどうかということだけ教えていただけますか。

事務局 自転車の経路は、届出で出ておりませんので、特段の設定はございません。

松村委員 写真がありましたよね。それをもう一度見せていただけたら。歩道から駐輪場に直接アクセスできるのであれば問題ないなあと考えていたのですが、もしそこに障害物があって、車と一緒に入らなきゃいけない状況であれば、ちょっと問題かなと思ったのですが、これ、まだ営業されてないですね。

事務局 はい、まだです。

松村委員 もうかなり完成していますけどね。

加藤会長 営業しているような雰囲気ですね。

松村委員 けっこう入っていけそうな感じですね。あ、入れますね。わかりました。であるならば問題ないと思います。自動二輪は、車と一緒に進入するということですね。けっこうです。

加藤会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

花田委員 まず、交通経路のインの話ですが、右折インはさせませんということだったのですが、だとすると、南のほうから来た車がどのようにして入ることを想定されているのか、ご説明いただけますでしょうか。例えば添付図面2を見ていただきますと、南のほうから来て右折インできませんので、どういうふうに入ることを想定されているのかをお聞きしたいです。実は、手前で右折して回るのかなと思ったのですが、すぐ手前は一方通行なんですね。ですから、どういうふうに入ることを想定されているのかを教えてくださいませんか。

事務局 前のスクリーンでご確認いただきたいと思います。赤いラインが届出の予定経路となっております。矢印でずっとたどっていただけますでしょうか。

花田委員 そうすると、2つ手前で右折して入りなさいということになりますよね。

事務局 はい、そうです。

花田委員 そこに何かサインみたいなものを出す予定はあるのでしょうか。

事務局 はい。案内経路の誘導方法として、広域誘導サインの設置を検討するという
ことで、配慮事項でご記入いただいております。

花田委員 わかりました。安心しました。ありがとうございます。

次に、最初に計算された時に必要駐車台数26台と出ています。この資料にも式は出ている
のですが、素人から見て、さっきのライフは店舗面積もたぶん小さいし、ライフのほうがど
ちらかと言うと家電量販店よりは車で来る率は低いかなと思うんですね。なのに、あちらが
40台で、40台設置していた。ここは計算上26台と出るのがどうも理解できないのですが。ち
ょっと理解できないということをお伝えしますと言う以外にないのでしょうかね。計算間違い
ではもちろんないでしょうし。先ほどが必要駐車台数40台で、どうしてこちらが26台なのか
というのが、ちょっと不思議な感じがいたしました。

もう1つは、こういうジョーシンみたいな大型の家電量販店の場合、たぶんオープン時に
かなり大きなキャンペーンを打つと思うんです。開店売り出しみたいな。その時には、ぜひ
交通渋滞などを避けるように、警備員の方を増やすとか何か対策をとられたほうがいいので
はないかなと思いました。

最後ですが、これは本当に小さいことです。添付図面の3-1を見ていただくと、自動二
輪の置き場が、先ほどのご説明では2台ということで、上のほうをおっしゃったのですが、
右のほうにも3台あるので、自動二輪置き場は5台ではないかなと思います。この図面を見
ますと、まっすぐ右に行ったところに3台ありますので、足して5台ではないかなと。それ
は、全然何ということはないです。この届出にどうのこうのという話ではまったくないので、
ちょっと確認していただくだけのことでございます。

以上、必要駐車台数がちょっと不思議だなと思ったということをお伝えするのと、オープン
時の混雑に対応するように伝えたほうがいいのではないかとということ、それから本当に小さ
いことですが、5台ではないかと思ったということです。

事務局 まず、指針台数の計算式ですけれども、これは間違いではなくて、26台というの
が数字として出てきます。実際の設置につきましては、類似店舗との比較を行いまして、類
似店舗を参考に、今回は80台のお届けとなっております。

花田委員 わかりました。計算間違いなどと失礼なことを言うつもりはまったくなくて、
ただこういうふうに出るこの式自体がどうなんだろうねとちょっと思っただけのことで
ございます。ありがとうございます。

加藤会長 これ、なんでですかね。例えば駅から近いとか、あるいは取扱商品ですか。

事務局 店舗面積の他に、駅からの距離や指定鉄道駅に直結する立地である場合に自動車分担率が変わります。そして、商業地域や第一種住居地域等の用途地域の設定により数値が変わってきます。

松村委員 ピークに合わせて設定しますので、電化製品なんかですと割となだらかで、どうしてもピークがはっきりする施設は高くなります。

花田委員 お言葉ですが、ピーク率は14.4でライフと一緒になんです。駅からの近さというのも、家電なので、駅から近いとはいいいながら、やはり車でいらっしゃる方が多いんじゃないかなと思わないのではないですが。

加藤会長 せっかくの機会ですので、勉強していただいたほうが。

花田委員 その間に、2台か5台かはどうでしょう？

事務局 先ほどありました店舗北側の3台の自動二輪置場について、設置はございます。ただ、ここは、自動二輪で運用したり、車がいっぱいの場合は自動車を誘導したりということで運用される予定ですので、届出としましては2台で届出されているとうかがっております。

花田委員 よくわかりました。

事務局 もう1点、オープン時とか混雑の際ですけれども、予想される繁忙期には駐車場出入口に交通整理員を配置し、歩行者、自動車の安全確保及び来店車両のスムーズな入出庫を図る。東側の入口、出入口については、常時、交通整理員を配置されるということで、配慮事項のほうでお届けいただいておりますが、設置者には改めてお伝えしたいと思います。

花田委員 どうもありがとうございました。

加藤会長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、いくつかご質問、ご意見頂戴いたしましたが、この案件につきましては、特に意見書の提出はないということで、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっていると思います。従いまして、当審議会としては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは意見を有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと考えます。

ただし、先ほど連絡協議会の指摘にもありましたが、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること、新設後においても、対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域

の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること、先ほどご指摘がありました、すでに配慮事項の中に設置者側から出されているわけですが、改めて入退店経路の誘導方法、広域誘導サインの設置を検討することによってスムーズな入退店を行うようにする、オープン時など混雑が予想される繁忙期には、駐車場出入口に交通整理員を配置するなどの配慮を求めるといような点を、附帯事項という形で付けさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、「特に意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、3番目、「万代巽北店」の延刻等の届出について、ご説明いただきたいと思います。

事務局 「万代巽北店」の変更につきまして、各々ご説明を申し上げます。

前面スクリーンに周辺見取図が出ておりますけれども、本件は、生野区巽北1丁目 251番1他の地下鉄千日前線北巽駅から西へ600mに立地しております既存のスーパーマーケットで、本件に入居していました小売店舗の入れ替えに伴いまして、施設の運営方法の変更に関する届出があったものでございます。

建物は地上2階建てでございます、店舗面積合計は1,932㎡、設置者は大栄護謨株式会社、小売業を行う者は株式会社万代でございます。

用途地域は準工業地域でございます、届出日は平成22年3月29日でございます。

今回、変更しようとしている事項は、上が変更前、下が変更後でございます。開閉店時刻、駐車場使用時間帯及び荷さばき施設使用可能時間帯、この3点についての変更でございます。

まず、開閉店時刻でございますが、変更前午前9時から午後9時までを午前7時から午前12時までに変更いたします。

次に、駐車場利用時間帯でございますが、変更前午前8時30分から午後9時30分までであったものを、午前6時30分から翌午前0時30分に変更するものでございます。

最後に、荷さばき施設の使用可能時間帯でございますが、午前6時から午後8時までであったものを、午前6時から午後9時に変更するものでございます。

なお、変更年月日は、届出書にございましたとおり、本年4月28日から実施されております。

次に、今回の変更の際しまして、その影響を考慮すべき事項といたしましては、騒音関係がございます。施設に設置されます冷凍冷蔵用室外機の稼働時間は24時間、室外機及び送風機の稼働時間は、午前6時から午後12時までとなっております。発生騒音の予測・評価につきましては、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間最大値レベルにつきまして、店舗の周囲4方向6地点に予測地点を設定し予測いたしました結果、すべてにおきまして環境基準値及び規制基準値を満たしているところでございます。

また、本届出に関します大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況について、ご説明申し上げます。

住民等説明会は、本年4月20日に開催されまして、本年4月9日から8月9日までの4か月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成いたします「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要などの交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するようという意見のとりまとめを行っております。説明は以上でございます。

加藤会長 事前の委員への説明においては、ご質問はなかったでしょうか。

事務局 ございませんでした。

加藤会長 では、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

特にございませんか。

この施設そのものは、すでに同じような業態としてあったものが、中に入っている小売業者が変わったということです。

この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったということで、委員の皆様からも特に意見がなく、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっておりますので、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたい。ただし、先ほどの連絡協議会でも指摘がありましたように、営業時間の変更がありましたので、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮することという附帯意見を申し添えたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「特に意見を有しない」ものとして扱ってまいりたい

と思います。

以上をもちまして、市長から依頼のありました新設2件並びに変更1件についての調査・審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書の内容等につきましてはご一任いただくことでよろしいでしょうか。

先ほど松村委員から、もう少し強調すべきというご意見もありましたので、その点も踏まえて、最終的な文書についてはこちらで考えさせていただくということで、ご一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

次に、報告事項として、「軽微な延刻等」にかかわる手続状況等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、「軽微な延刻等」についてご報告させていただきます。報告は2件ありまして、1件目が「吉本興業ビル心斎橋1号館」、2件目が「大阪ターミナルビル」でございます。

店舗名称「吉本興業ビル心斎橋1号館」についてですが、届出事項は、駐車場収容台数の減少です。届出日は、平成22年5月20日。変更内容は、駐車場収容台数30台を9台に変更するものです。縦覧期間は、平成22年5月28日から平成22年9月28日です。住民意見なし、本市意見なしであり、軽微区分は、営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、店舗名称「大阪ターミナルビル」についてですが、届出事項は、駐車場収容台数の減少等です。届出日は、平成22年5月31日。変更内容は、1つ目に、駐車場の位置及び収容台数の変更です。変更前アクティ大阪地下駐車場、大阪駅前第1～第4ビル地下駐車場、新北ビル別棟駐車場で合計385台のお届けをいただいていたものを、変更後アクティ地下駐車場、駅前第1～第4ビル地下駐車場へ位置を変更いたしまして、台数を合計275台に変更するものです。2つ目に、駐輪場の位置変更です。変更前アクティ西駐車場内に300台でお届けいただいていたものを、変更後新北ビル別棟駐車場内へ300台のお届けに変更するものです。3つ目に、駐車場の自動車の出入口の数及び位置変更です。アクティ大阪地下駐車場、大阪駅前第1～第4ビル地下駐車場、新北ビル別棟駐車場の出入口において、新北ビル駐車場が届出駐車場でなくなることにより、出入口の数を6カ所から4カ所に変更するものです。縦覧期間は、平成22年5月28日から平成22年9月28日です。住民意見なし、本市意見なしであり、軽微区分、営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。以上で報告を終わります。

加藤会長 特にご質問はないですね。

高橋委員 閉会になる前にちょっと意見を述べたいと思います。届出書3案件、今回見せていただいて気になる点、今後の参考にと申すのですが、ほとんどが騒音の予測評価に割かれているというのがありまして、それにもかかわりまして、例えば案件の1、7ページに騒音のレベルがありますね。7ページの下のほうで、いきなり規則の4の1の11ですかね、こんなのが出ている。騒音関係だったら、騒音の環境基準と騒音規制法というのが2つあって、それに準じているということが前提でやっているんですね。例えば一言書いていただきたい。騒音規制法、それから騒音の環境基準。案件1は、どこを見ても騒音規制法という言葉もないし、騒音に係る環境基準という言葉がない。案件2も、何もそういう言葉が使っていない。

案件3をちょっとご覧ください。案件3の参考資料の1ページ目、こういう書き方をしていただきたい。一言これがあれば。届出の概要、表1の1があって、下に書いてありますよね。基準値はこういうもので、規制値はこういうもの。だから、騒音規制法と騒音の環境基準を案件ごとにどこか1カ所に書いていただきたい。そのほうがいいんじゃないかという意見です。

それに関連して、騒音の環境基準は基準値でいいですが、規制法は規制値で、これは罰則もありますし、それでもって決めますから、基準じゃなくて規制値じゃないかと僕は思います。これは僕の意見なので、詳しくお調べいただいたらと思います。以上です。

加藤会長 ご指摘ありがとうございます。そうであってほしいと申すか、できればそうしてほしいというご意見だと思うのですけれども。

事務局 担当の関係局とも再度詰めさせていただいて、そのような方向で進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

加藤会長 ほかにご意見ございませんか。

大変有意義なご指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の議事はすべて終了しましたので、審議会は閉会したいと思います。ご協力、どうもありがとうございました。

司会 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

これをもって本日の審議会を終了させていただきます。

閉 会 午前11時8分